

6

その他連絡事項

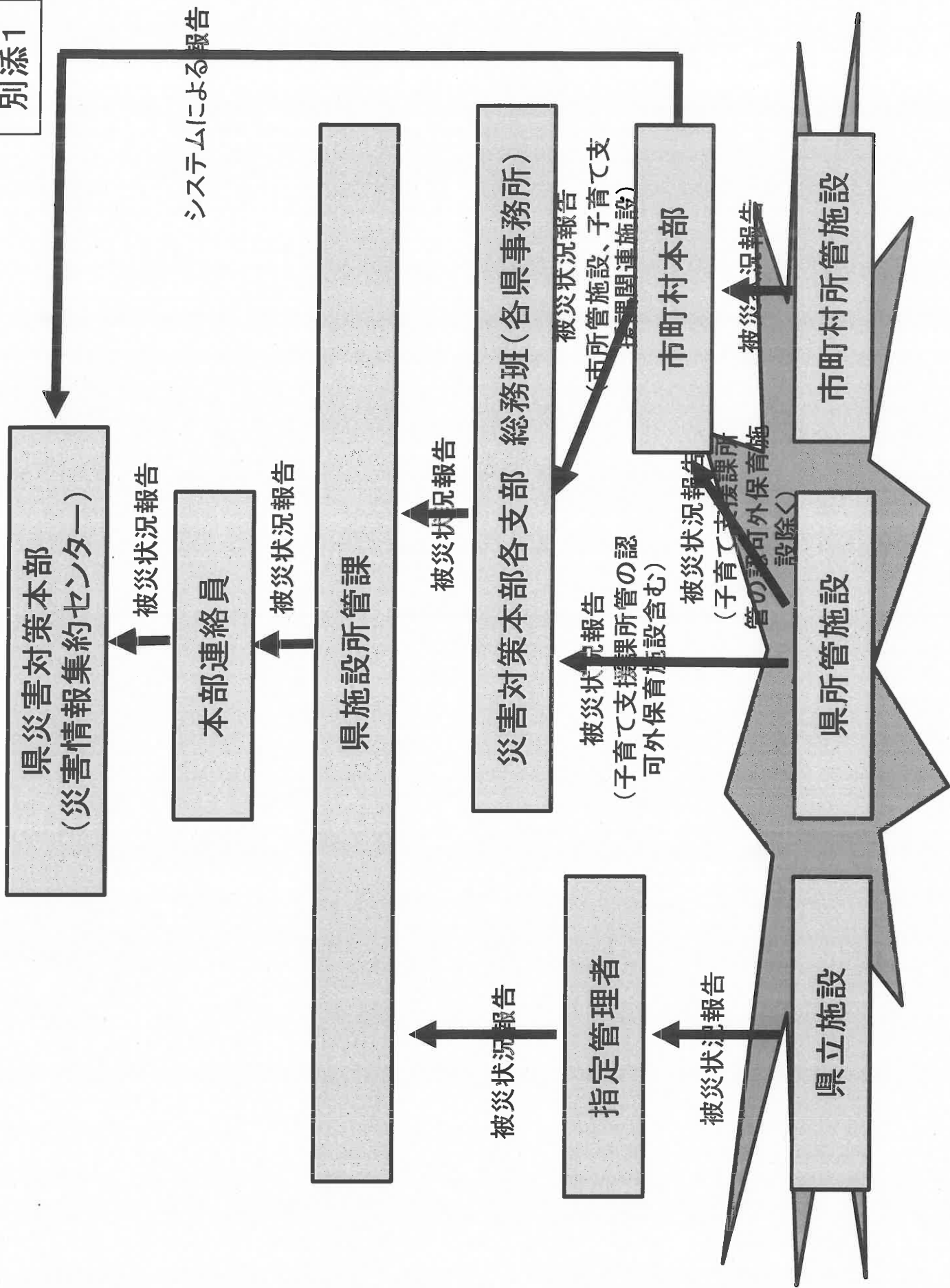
1. 災害発生時の連絡体制等について

2. 居宅介護支援事業所の指定・指導権限の委譲について

3. 岐阜県介護人材育成事業者認定制度について

4. 香料自粛について（別添資料④）

別添1



県の担当機関一覧

県施設所管課(災害対策本部)

所属名	所在地	TEL	FAX	備考
健康福祉政策課	岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁	058-272-8260	058-278-2620	
地域福祉課	岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁	058-272-8261	058-278-2651	敬護施設
高齢福祉課	岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁	058-272-8298	058-278-2639	高齢者関係施設
障害福祉課	岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁	058-272-8302	058-278-2643	障がい者(児)関係施設
子育て支援課	岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁	058-272-8336	058-278-2880	児童厚生施設、保育所、認定こども園、認可外保育施設
子ども家庭課	岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁	058-272-8325	058-278-2644	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所 ほか

各県事務所等(災害対策本部各支部)

機関名	所在地	TEL	FAX	備考
①岐阜地域福祉事務所 ②危機管理政策課 岐阜地域防災係	岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁	①058-272-1930 ②058-272-1129	①058-278-3526 ②058-278-2524	岐阜市、羽島市、各務原市、山口市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町
西濃県事務所 ①福祉課 ②振興防災課	大垣市江崎町422-3 西濃総合庁舎	①0584-73-1111 (内232~235) ②0584-73-1113	①0584-73-3524 ②0584-74-9428	大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町
揖斐県事務所 ①福祉課 ②振興防災課	揖斐郡揖斐川町上南方1-1 揖斐総合庁舎	0585-23-1111 ①内241,242 ②内204	0585-22-1829	揖斐川町、大野町、池田町
中濃県事務所 ①福祉課 ②振興防災課	美濃市生櫛1612-1 中濃総合庁舎	0575-33-4011 ①内257,258 ②内203,204	0575-35-1492	関市、美濃市、郡上市
可茂県事務所 ①福祉課 ②振興防災課	美濃加茂市古井町下古井2610-1 可茂総合庁舎	0574-25-3111 ①内242~247 ②内213	0574-25-3934	美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町
東濃県事務所 ①福祉課 ②振興防災課	多治見市上野町5-68-1 東濃西部総合庁舎	0572-23-1111 ①内271,272 ②内209	0572-25-0079	多治見市、瑞浪市、土岐市
恵那県事務所 ①福祉課 ②振興防災課	恵那市長島町正家後田1067-71 恵那総合庁舎	0573-26-1111 ①内226,227 ②内204,206	0573-25-7129	中津川市、恵那市
飛騨県事務所 ①福祉課 ②振興防災課	高山市上岡本町7-468 飛騨総合庁舎	0577-33-1111 ①内271~274 ②内211,232	0577-33-1085	高山市、飛騨市、下呂市、白川村

※ 連絡順位①→②

(参考)

被災状況報告 第__報
(年 月 日 時 分 現在)

県所管課		地域福祉・高齢福祉・障害福祉・子ども家庭・子育て支援
施設情報	事業所・施設種別	
	事業所・施設名	
	所在地	岐阜県
	利用者数	_____名
	職員数	_____名
	連絡担当者	
	連絡先	電話 _____ FAX _____ その他 _____
被害概況	発生場所	
	発生日時	_____年 _____月 _____日 () _____時 _____分
	概要	
被害状況	人的被害	死者 _____名、行方不明者 _____名 負傷者 _____名 (うち重傷者 _____名)
	物的被害 (施設)	全壊 _____棟、半壊 _____棟、一部損壊 _____棟 床上浸水 _____棟、床下浸水 _____棟
	物的被害 (備品)	
対応状況	避難状況	避難あり ・ 避難なし 避難者数 _____名 避難場所 _____
	その他	
特記事項		

事務連絡

平成30年1月29日

各指定居宅介護支援事業所 管理者 様
(岐阜市所在の事業所を除く)

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

居宅介護支援事業所の指定権限の移譲に伴う手続き等について

日頃は本県の高齢者福祉行政にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

現在、居宅介護支援事業所の指定・指導権限は都道府県にありますが、平成26年の介護保険法改正により、平成30年4月1日から、居宅介護支援事業所の指定・指導権限が市町村（指定都市及び中核市を除く。）に移譲されますので、次の点にご注意ください。

【人員・運営基準について】

平成30年4月1日以降は、居宅介護支援事業所の人員・運営基準が各市町村・各広域連合が定める条例によることとなります。

この条例は、平成30年1月18日付けで改正されました厚生労働省令で定める基準（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号））に従い、定める必要があるとされておりますので、現行の岐阜県基準条例とは異なる基準が定められることが予想されます。したがって、平成30年4月1日以降、居宅介護支援事業を運営するにあたっては、事業所が所在する市町村・広域連合の条例を必ずご確認くださいませますようお願いいたします。

【指定に関する書類の提出先について】

平成30年4月1日以降は、変更届や更新申請等の書類の提出先が各市町村・各広域連合の窓口になりますので、ご注意願います。

また、平成30年3月31日までに、岐阜県から居宅介護支援の指定を受けている事業所については、各市町村・各広域連合から指定があったものとみなされるため、市町村・広域連合に指定申請書を提出し直すなどの特段の手続きは必要ありません。

ただし、指定の継続についての手続きは不要ですが、市町村が定める基準条例については、平成30年4月1日以降適切な対応をされるようご留意願います。

【加算・減算の体制の届出の提出先について】

居宅介護支援に関する加算・減算の体制届についても、平成30年4月1日以降は、提出先が各市町村・各広域連合の窓口になる見込みですので、ご注意願います。

また、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）が改正され、加算・減算となる要件にも変更がある見込みですので、ご注意ください。

岐阜県健康福祉部高齢福祉課介護事業者係			
担当係長	熊谷	担当	林
TEL	058-272-8298（直通）		
FAX	058-278-2639		

岐阜県介護人材育成事業者認定制度について

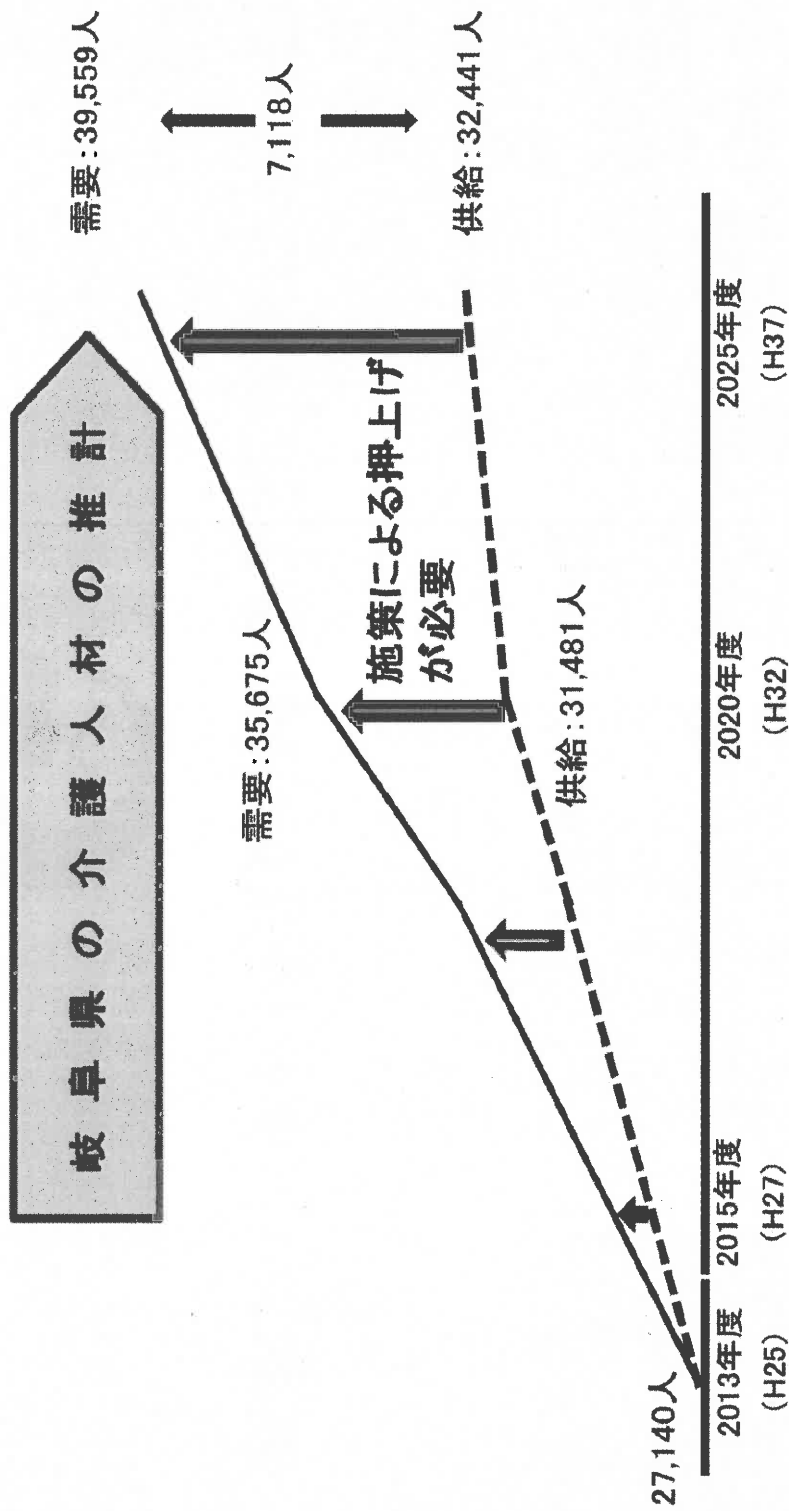


平成30年3月16日

岐阜県健康福祉部高齢福祉課

1. 岐阜県における介護人材の状況

- 全国では現在約171万人の介護人材が、2025年には約253万人必要となる見込み
- 全国推計では2025年に37.7万人の介護人材が不足する見通し
- 岐阜県では現在約2.7万人の介護人材が2025年には約4万人必要となる見込み
- 2025年に向け、岐阜県では年約1,000人程度の人材増が必要(約1.3万人確保)
- 地域医療介護総合確保基金等を活用した施策による押し上げが必要



2. 岐阜県における介護人材確保対策について

介護職員の増加と定着を図るとともに、質の高い人材の育成を目指して、以下の3つの柱を基に対策を実施

I 新規就業促進・潜在介護人材の呼び戻し

- (1) 介護への新規就職斡旋・支援
- (2) 若い世代の介護の仕事の理解促進
- (3) 介護の資格取得を目指す学生の修学・就労促進
- (4) 離職した介護有資格者の再就職支援
- (5) 多様な人材(高齢者、外国人)の就業促進
- (6) 「岐阜県介護人材育成事業者認定制度」の推進
- (7) 介護事業者等による新規就業促進の取組支援
- (8) インターネットによる介護の仕事のイメージアップ推進

II 介護職員の離職防止・定着促進

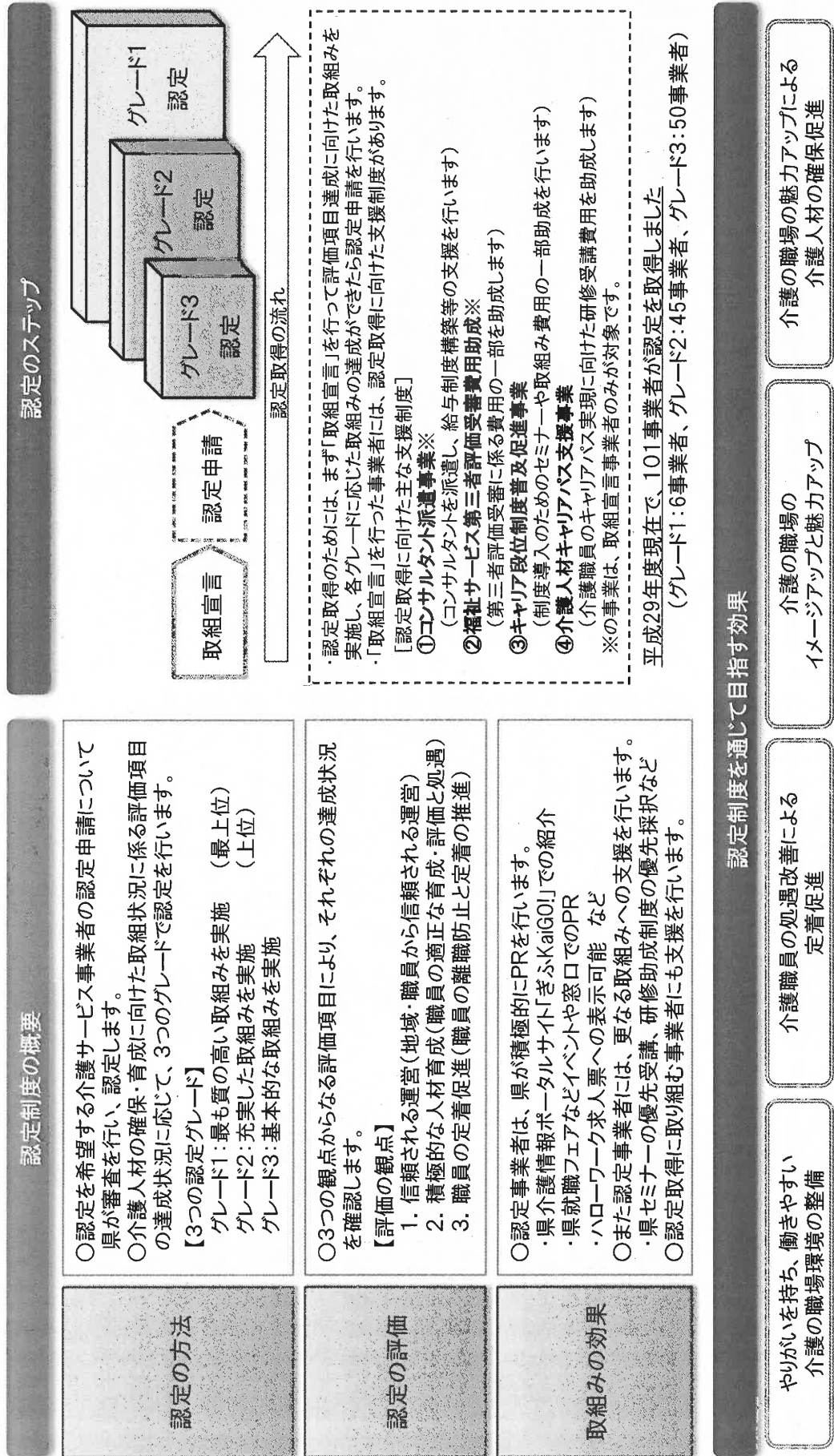
- (1) 「岐阜県介護人材育成事業者認定制度」の推進【再掲】
- (2) 介護職員の相談窓口の設置
- (3) 新人介護職員の定着促進
- (4) 産休・育休職員の復職支援
- (5) 介護職員の負担軽減の推進
- (6) インターネットによる介護の仕事のイメージアップ推進【再掲】

III 介護職員の人材育成・キャリアアップ促進

- (1) 「岐阜県介護人材育成事業者認定制度」の推進【再掲】
- (2) 介護事業者等による人材育成の取組支援
- (3) 介護職員の資格取得促進
- (4) 介護職員向け研修の開催

3. 岐阜県介護人材育成事業者認定制度の概要

岐阜県介護人材育成事業者認定制度は、介護人材の育成及び職場環境の改善に積極的に取り組んでいる介護サービス事業者を、県が介護人材育成事業者(ぎふいきいき介護事業者)として「認定」し、「公表」することを通じて支援するとともに、介護人材の確保を促進する制度です。



4. 岐阜県介護人材育成事業者認定制度の平成29年度一部改正について

認定制度は平成28年度から開始し、初めて取組宣言事業者の募集と支援事業の実施、認定申請の受付から審査、認定の実施までを行いました。こうした一連の流れを踏まえ、認定制度をより分かり易く、取組みを易い制度としていくことを目的として、認定事業者の皆様、認定制度に関わった皆様等にアンケートを行い、その結果等に基づいて一部改正を行いました。

【平成28年度の主なアンケート意見】

1. 認定制度の創設について

- ・県内全ての事業所が目指すべき素晴らしい内容であり、非常によく考えられている。
- ・今まで取組んできたことを形にして認定に達することができ、喜んでいる。
- ・自分たちのレベルが確認でき、今後進むべき道標が示されたことに深く感謝している。

2. 認定基準について

- ・似たような項目があり、重複している点があった。
- ・具体的にどんな取組が必要かイメージしにくい項目、当然のことであり改めて点検することではない項目があった。
- ・職員の様子の情報発信は「若手職員」とされているが、新規職員の年齢層も多様化しており、若手に限らず幅広い年齢層の職員の発信が必要と考える。

3. 認定制度の運用について(取組宣言、認定申請等)

- ・取組宣言の募集期限が柔軟でもよい。募集時期を知らないと1年間支援策が使えない。
- ・申請書類、添付書類、更新の手続き等、可能な範囲で簡素化されることを期待する。
- ・まだよく制度を知らない事業所もある。まずは一般的な認知度を高めることが必要。

4. 認定制度の支援策、インセンティブについて

- ・研修受講に関する支援制度について充実していただきたい。
- ・上位認定された事業者から直接話を聞き、確認するような仕組みがあるとうよい。
- ・支援策をまとめた一覧表や冊子があるとよい。

より多くの事業者の皆様は認定制度に取組んでいただくことを目的として、平成29年度に一部改正を行いました！

○取組宣言の受付をいつでも行います。

認定制度への取組みをいつでも容易に開始できるよう、取組宣言は随時受付を行います。

○取組宣言の有効期間を「1年間」から「2年間」に延長します。

長期的な計画で取組むことができるよう、有効期間を延長します(平成28年度取組宣言を行った場合も、内容に変更が無ければ有効期間を2年間とします)。

○最初から最上位グレードへの認定申請ができます。

認定取得に係る負担を軽減するため、評価項目の達成ができている事業者は、最初から最上位グレードへの認定申請ができます。

○認定の評価項目をわかり易い記載に改め、取組み易いものとします。

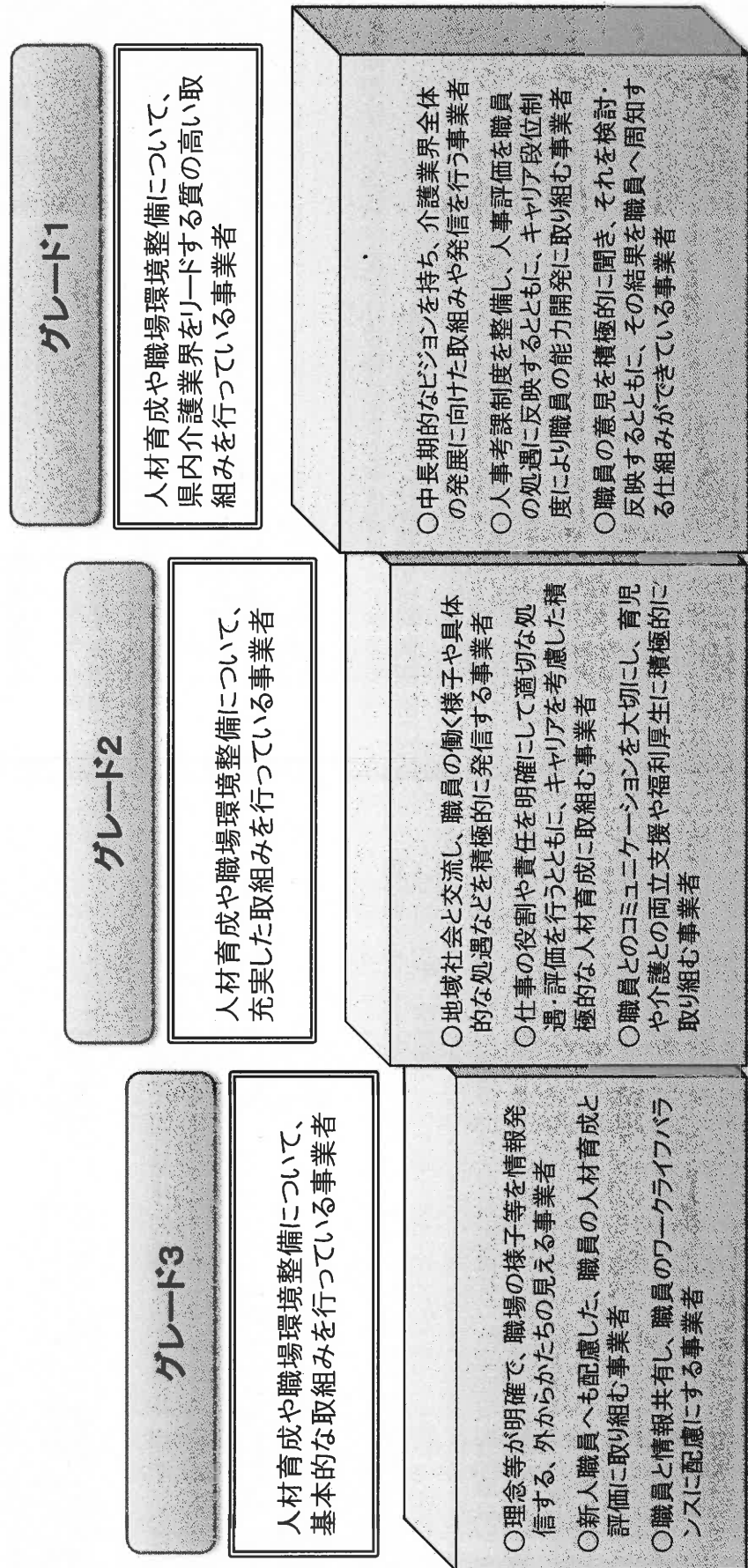
評価の観点が変わり易く、取組み易いものとなるよう、評価項目の記載を見直し、10の評価項目の達成状況に応じた3グレードで認定します(グレード毎の難易度に変更はありません)。

○認定事業者への支援を充実させていきます。

認定事業者の積極的な広報を行います(県Webサイトでの紹介、就職フェア等でのPR、認定マーク配布等)。
また、認定事業者の取組みへの支援拡充を図ります(県の研修受講補助金の優先採択、各種セミナーへの優先参加等)。

5. 岐阜県介護人材育成事業者認定制度が目指す認定事業者のすがた

- 「働きたい職場」「働きやすい職場」を実現するための人材育成や職場環境改善の取組みは、給与制度や評価制度等の整備、職員の理解促進等を行いながら、段階的に取り組んでいく必要があります。
- これまでの事業者の取組み状況は様々であることから、認定制度では取組みの評価項目について達成状況を確認する基準を設定し、その達成状況に応じてグレード3から1までの認定を行います。
- 達成状況に応じたグレードで認定されることで、事業者にとっては現在の達成状況が客観的に知ることができ、次の段階に進むにはどのような取組みを行っていったらよいかを確認する指針を得ることができます。



6. 岐阜県介護人材育成事業者認定制度の評価項目

評価の観点	評価項目の取組達成段階(グレード)の確認基準			
	グレード3	グレード2	グレード1	
信頼される運営 地域や職員から信頼を得られる運営に取り組む事業者	10 評価項目	グレード3	グレード1	
	1. 法人理念、方針等の明確化と実現に向けた取組み	法人としての理念や方針を明確にし、それに向けて取り組んでいる	(左に同じ)	中長期的なビジョンに関する計画等を策定している
	2. 地域交流・社会貢献活動への取組み		地域社会との交流や連携に取り組んでいる	社会貢献や介護全体のイメージアップに向けた取組みをしている
	3. 情報発信の充実に向けた取組み	ホームページを開設し、施設等の様子を発信する取組みをしている	職員の働く様子や具体的な業務・処遇などの情報を発信する取組みをしている	(左に同じ)
4. 第三者評価への取組み			福祉サービス第三者評価等をしている	
積極的な人材育成 職員を適正に育成・評価し処遇を行う事業者	5. 評価・報酬制度の確立に向けた取組み	人材育成に向けた評価制度を有している	仕事の役割や責任を明確にして給与に反映させるとともに、人事評価を適切に行う取組みをしている	人事考課制度を整備するとともに、人事評価結果の処遇への反映方法を明確にしている
	6. 計画的な人材育成への取組み	新人職員への指導を計画的に実施している	階層別の人材育成計画を策定し実行している	(左に同じ)
	7. 職員の能力開発・資格取得への取組み	職員のキャリアアップを支援する取組みをしている	職員の資格取得を支援し、その実績があるとともに、キャリア段位制度のアップセッターがいる	キャリア段位制度のレベル4認定者がいる
職員の定着促進 職員の離職防止と定着を推進する事業者	8. 情報共有・コミュニケーションの充実に向けた取組み	事業者の課題や取組み等を職員と情報共有する取組みをしている	職員の意見を把握し、コミュニケーションの活発な職場づくりに向けた取組みをしている	職員の意見に対して検討・反映等を行い、職員に周知する取組みをしている
	9. ワークライフバランスの充実に向けた取組み	職員のワークライフバランスを配慮する取組みをしている	仕事と育児、介護の両立に向けた具体的な支援に取り組んでいる	職員のワークライフバランスの充実に向けた先進的な取組みをしている
	10. 健康づくりと福利厚生の充実に向けた取組み		健康づくりを積極的に進めるとともに、福利厚生制度を充実させている	(左に同じ)

7. 岐阜県介護人材育成事業者認定制度に取り組み事業者への支援

認定制度に 取り組む事業者	取組み 支援
--------------------------	-----------

- 認定取得に必要な制度構築等に向けた支援が受けられます
 - ・社会保険労務士等によるコンサルティング、福祉サービス第三者評価受審費用の助成 など
- 認定事業者の先進事例が学べる取組発表会に優先的に出席できます
- 岐阜県介護情報ポータルサイト「ぎふkaiGO!」で紹介されます
 - ・「認定制度取組宣言事業者一覧」を掲載

認定事業者	取組み 支援
事業者 PR	事業者 PR

- 更なる取組みの充実に向けた支援が受けられます
 - ・県による各種セミナー等の優先受講、研修費用助成の優先採択 など
- 認定事業者の先進事例が学べる取組発表会に優先的に出席できます【再掲】
- 岐阜県介護情報ポータルサイト「ぎふkaiGO!」で詳しく紹介されます
 - ・事業者情報、人材育成等への取組み状況、採用情報等と共に紹介
- 認定事業者を紹介する小冊子等により、各種機会や窓口でPRされます
 - ・紹介冊子等を作成し、就職フェア等の各種イベントやハローワーク等で積極的にPR
- 認定事業者を示す認定マーク、表示板等によりPRできます
 - ・認定事業者のPRのため、認定プレート、認定ロゴ等のデータ等を認定事業者だけに配布
- 一般向けに開催する介護に関するイベントで、認定証授与がPRされます
 - ・11月(仮)に認定証授与式を開催
- ハローワークでの求人票に認定事業者であることを表示できます
 - ・ハローワークと連携し、認定事業者であることの求人票への統一表記を実施

認定制度の普及促進による 認定事業者の地位向上

- 各種媒体を活用した認定制度の周知を積極的に実施
 - ・ポータルサイト「ぎふkaiGO!」や情報冊子でのPR、関係機関と連携したPR等の実施

8. 岐阜県介護人材育成事業者認定制度における支援制度

- 岐阜県介護人材育成事業者認定制度では、評価項目に基づき事業者を認定することに加え、新しく認定制度に取り組む事業者の方々に向け、支援制度を設けています。
- 支援制度としては、取組宣言を行った事業者限定の制度や、取組宣言・認定取得を行った事業者を優先する制度があります。
- 毎年多くの皆様から申請をいただいている岐阜県介護人材確保対策事業補助金について、認定事業者の方を優先して交付決定します。

1 これから認定制度に取り組む事業者向け

■認定制度説明会・個別相談会(全事業者)

認定制度の概要説明のほか、認定取得に向けて必要となる職場環境改善・人材育成に係る制度整備について、社会保険労務士から説明を行います。併せて、希望する事業者には、当面の職場環境改善に向けた課題等についての個別相談会を行います。

2 取組宣言を行い新規認定取得に取り組む事業者又は上位認定取得に取り組む事業者向け

【認定制度全般】

■コンサルタント派遣事業(取組宣言事業者)

社会保険労務士等をコンサルタントとして無料で最大5回程度継続して派遣し、処遇改善に向けた給与・評価制度構築等の支援を行います。

■認定事業者取組発表会(取組宣言事業者・認定事業者優先)

認定を受けた事業者の取組みを参考にできるよう、取組発表会を実施します。

【個別課題】

■福祉サービス第3者評価への取組支援(取組宣言事業者)

確認基準の一つである福祉サービス第三者評価を受審するための費用の一部(上限10万円)を助成します。

■キャリア段位制度への取組支援(取組宣言事業者・認定事業者優先)

確認基準であるキャリア段位制度への取組みについて、導入に向けたセミナー、複数事業者が連携したグループへの研修講師派遣、アセッサー講習受講費用の一部助成(一人1万円)、レベル認定のための内部評価実践セミナーを実施します。

■プリセプター制度への取組支援(取組宣言事業者・認定事業者優先)

確認基準の一つである新人職員への計画的な指導等の取組みについて、プリセプターとなる新人指導担当者の育成に向けた研修会を実施します。

■管理者層の人事マネジメント及び中堅層のステップアップに向けた取組支援(取組宣言事業者・認定事業者優先)

管理者層向けに労務管理等人事マネジメントの研修会を実施するほか、中堅層向けにキャリアパスを見据えたステップアップに向けた研修会を実施します。

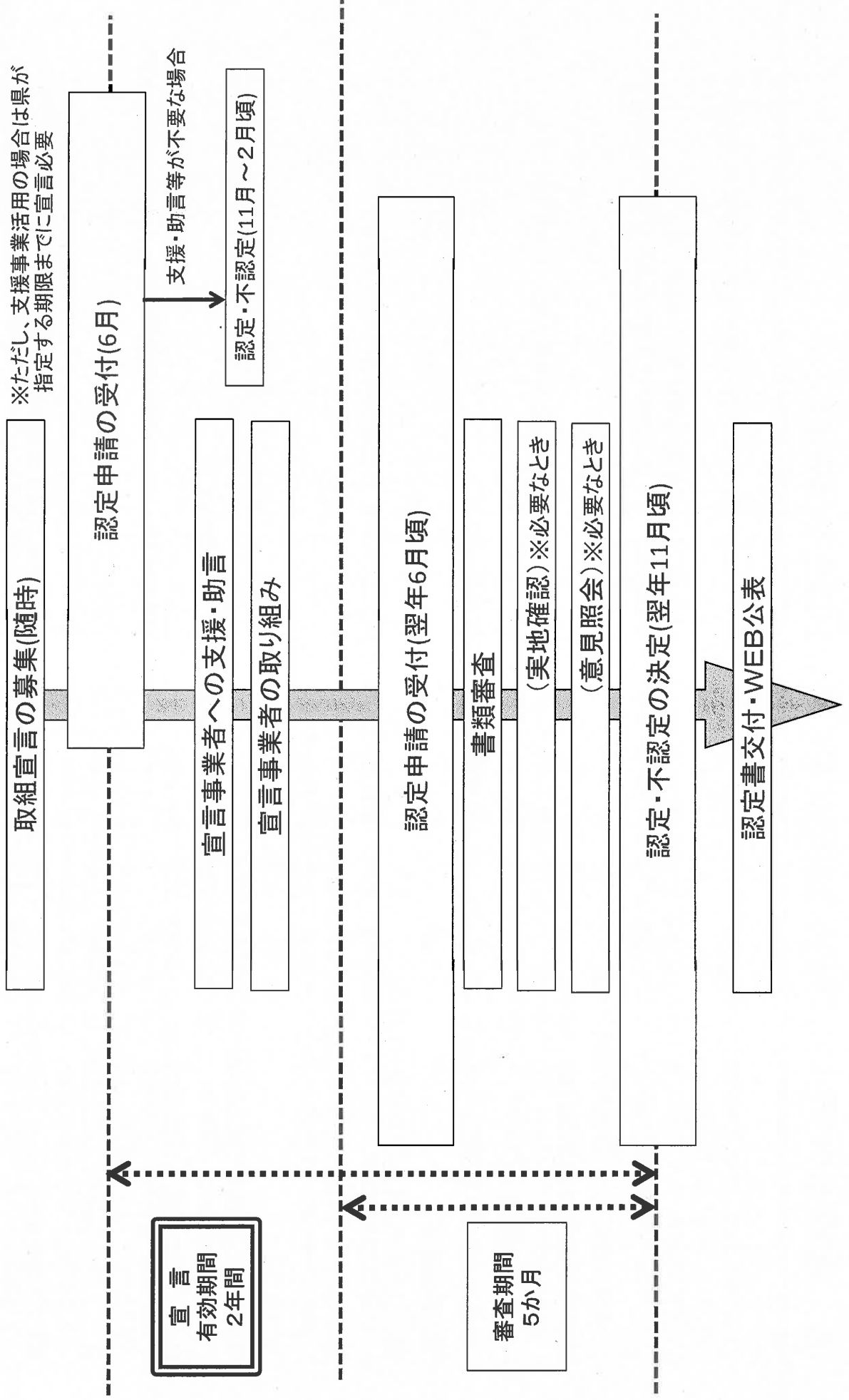
■人材育成に向けた研修実施等の取組支援(認定事業者優先)

認定制度全般に係る介護職員のキャリアパス支援に向けた取組み等について、岐阜県介護人材確保対策事業補助金により助成します。

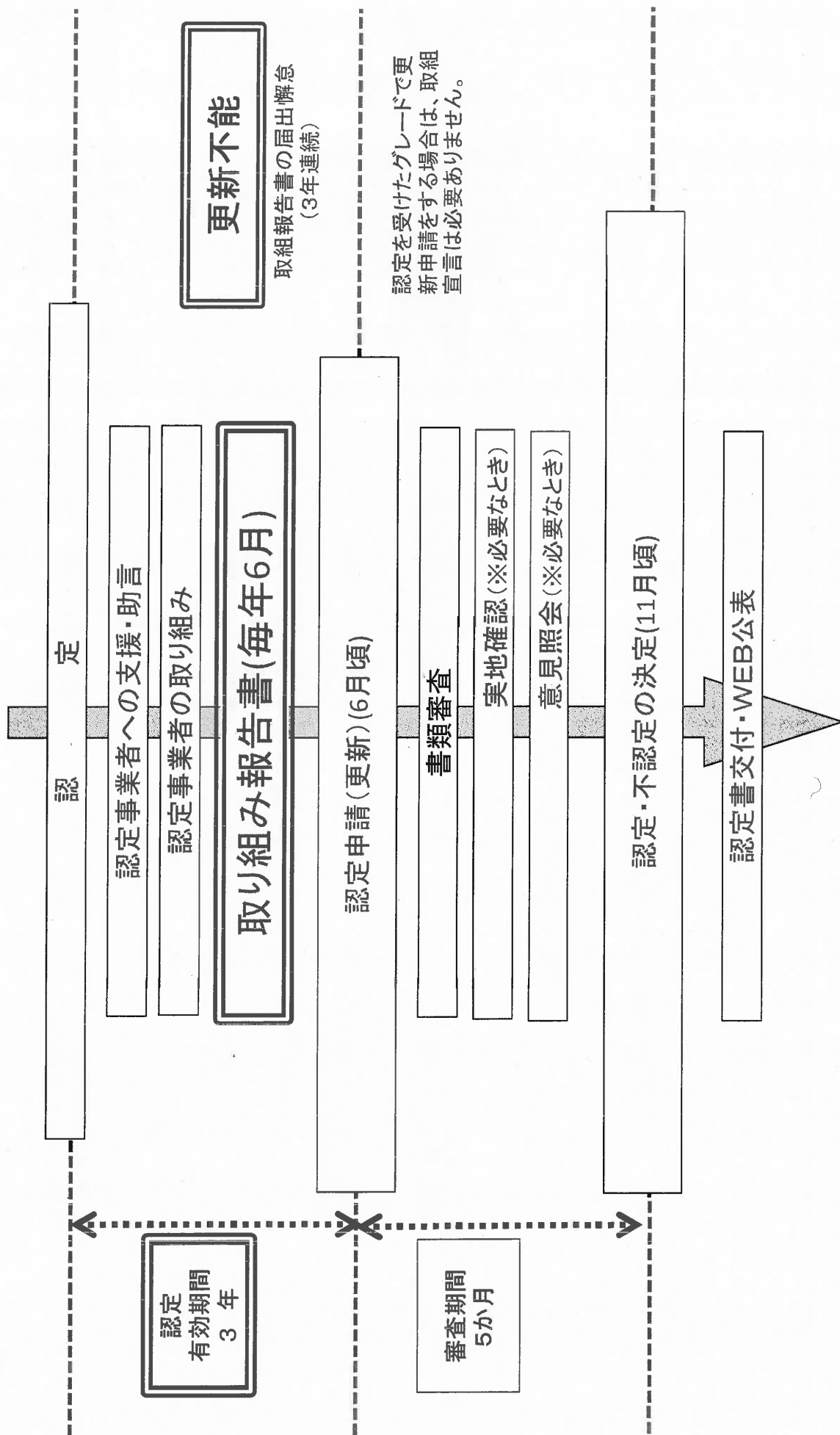
■介護職員初任者研修受講への取組み支援(認定事業者優先)

介護職員のキャリアパス支援に向けた取組みとしての介護職員初任者研修の受講支援について、受講費用の一部を助成(上限一人8万円)します。

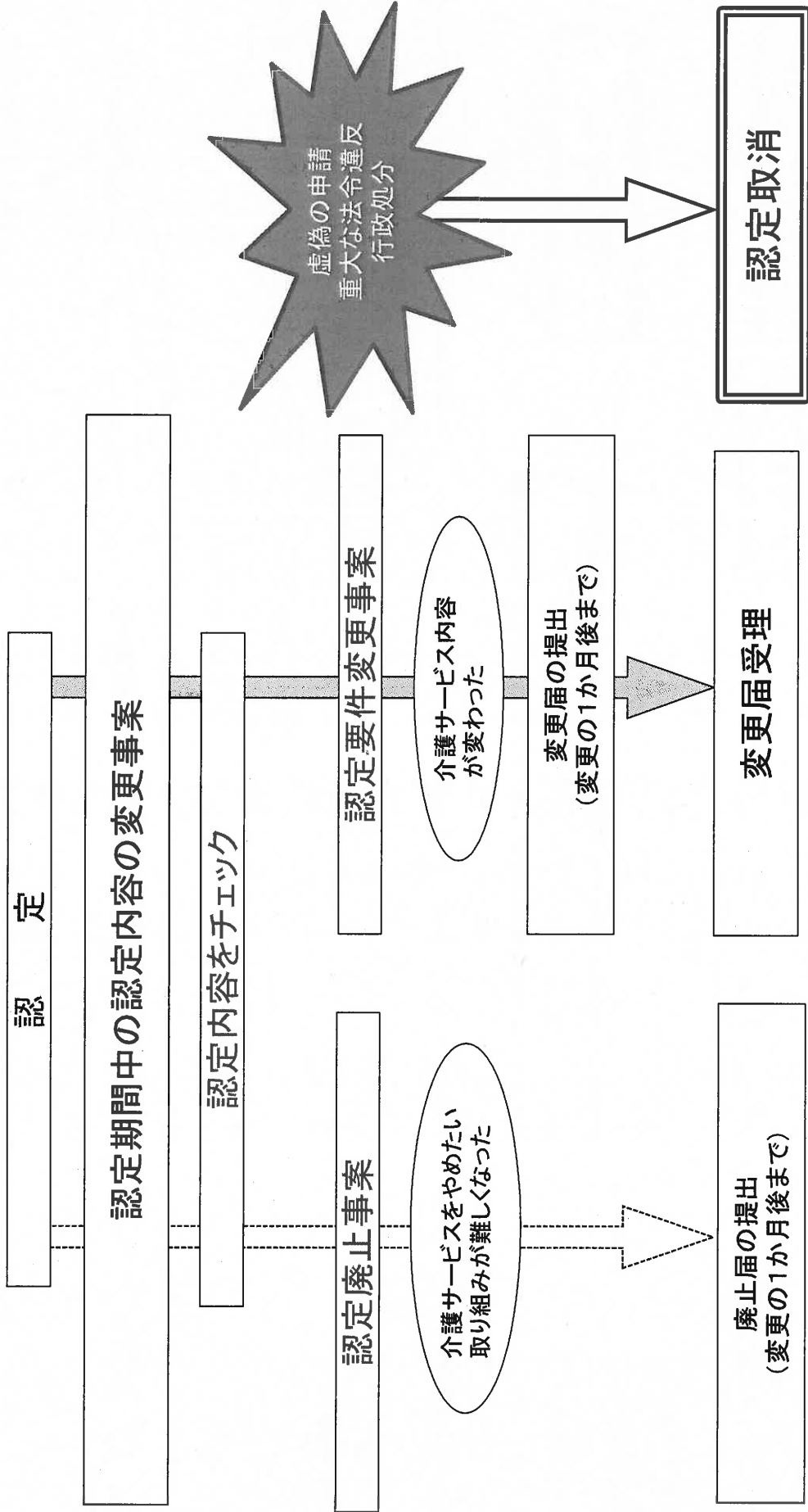
9. 岐阜県介護人材育成事業者認定制度の認定プロセス



10. 岐阜県介護人材育成事業者認定制度の認定更新手続き



11. 岐阜県介護人材育成事業者認定制度の認定に係る変更手続き等



介護情報ポータルサイト「ぎふかいGO！」(ぎふかいご)

[ホーム](#)
[お問い合わせ](#)
[介護情報掲載者一覧](#)
[お問い合わせ](#)
[お問い合わせ](#)

介護サービス施設 事務所... [みながで受える、家族の上...](#)
[ぎふかいGO!](#)

介護サービス施設 事務所... [みながで受える、家族の上...](#)
[ぎふかいGO!](#)

介護の仕事 私たちらしい働き方
 介護の仕事で働く人に、やりがいや他の職業などでは感じられないような喜びを感じました。

介護士さん

日々の仕事で大切な人へのケアや、利用者さんの生活のサポートがやりがいを感じます。利用者さんの笑顔が私の頑張りを応援してくれています。

[詳しく見る](#)

介護職員さん

利用者さんの生活のサポートや、日々の業務のサポートがやりがいを感じます。利用者さんの笑顔が私の頑張りを応援してくれています。

[詳しく見る](#)

介護士さん

日々の仕事で大切な人へのケアや、利用者さんの生活のサポートがやりがいを感じます。利用者さんの笑顔が私の頑張りを応援してくれています。

[詳しく見る](#)

介護の勉強 私たちらしい学び方

介護を勉強中の人に、きっかけや勉強の場などをインターネットで提供しました。

いつでも最新の介護知識が手に入る。介護士の学び場を提供。

[詳しく見る](#)

介護士の勉強場を提供。最新の介護知識が手に入る。介護士の学び場を提供。

[詳しく見る](#)

[一覧を見る](#)

[ホーム](#)
[お問い合わせ](#)
[介護情報掲載者一覧](#)
[お問い合わせ](#)

介護サービス施設 事務所... [みながで受える、家族の上...](#)
[ぎふかいGO!](#)

介護サービス施設 事務所... [みながで受える、家族の上...](#)
[ぎふかいGO!](#)

介護業界で働く人々の学び場を支援。
 介護業界で働く人々の学び場を支援。

お知らせ

介護業界で働く人々の学び場を支援。

2017年11月22日

介護業界で働く人々の学び場を支援。最新の介護知識が手に入る。介護士の学び場を提供。

[詳しく見る](#)

介護業界で働く人々の学び場を支援。


2017年11月22日

介護業界で働く人々の学び場を支援。最新の介護知識が手に入る。介護士の学び場を提供。

[詳しく見る](#)


[一覧を見る](#)

「ぎふkaiGO！」での認定事業者紹介の例




認定番号 G10001
社会福祉法人 新生会
 認定グレード グレード1 2019年11月認定 (2015年12月 グレード2昇格)

事業者情報



本部所在地	〒503-2417 岐阜県揖斐郡池田町本郷1501
電話番号TEL	0585-45-3545
代表者名	理事長 寺村 正
運営拠点名	サンビレッジ岐阜 (揖斐郡池田町) リハビリセンター白鳥 (揖斐郡池田町) サンビレッジ豊田 (岐阜県豊田町) サンビレッジ水原 (大垣市) サンビレッジ津島 (岐阜市) 動物の森福祉院 (岐阜市) サンビレッジつばき野原 (岐阜市) サンビレッジ岐阜 (岐阜市)
職員数	約600人 (グループ全体)

認定事業者



岐阜県介護人材育成事業者認定制度のロゴマークです。

「ぎふ・いざい介護事業者」に認定された事業者をご紹介します。
 ※グレード順、認定番号順に掲載しています。

都道府県エリアで選択

サービス種別で選択


2

3

次へ>

認定グレード	グレード1
事業者名	社会福祉法人 新生会 (認定番号:G10001)
本部所在地	〒503-2417 岐阜県揖斐郡池田町本郷1501
連絡先TEL	0585-45-3545
主な事業所	名称 サンビレッジ津島 運営 介護人材育成施設 所在地 岐阜県揖斐郡池田町本郷1501号地
	名称 サンビレッジ豊田 運営 介護人材育成施設 所在地 岐阜県豊田町建設219番地2
	名称 サンビレッジ水原 運営 介護所 所在地 岐阜県津島町本郷2丁目56番地
	名称 動物の森福祉院 運営 介護所 所在地 岐阜県岐阜市

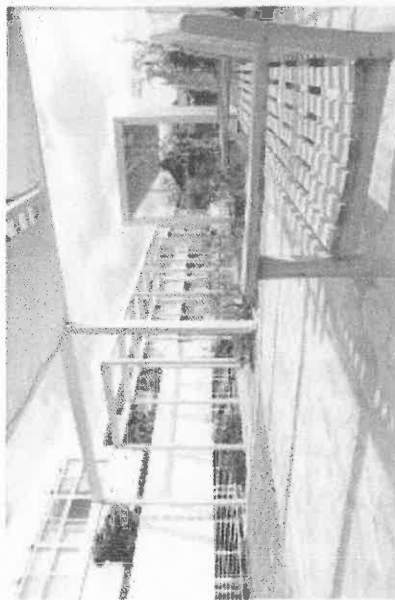
岐阜県ホームページ



社会・福祉分野への貢献が、インターンシップの受け入れ、小・中学生、高齢者の福祉体験の受け入れ、多
機能広域連携センターの設置、子ども向け健康増進の取組など

URL <http://www.sur-village.jp>

フォトギャラリー



子どもが笑顔の姿で、あらゆる世代が互いに
高め合い、生き生きと暮らしを営むべく努めま
す『多世代交流空間』に人を集めて取り組んで
います。その活動拠点として「新庄 児童館」を竣

この認定事業者で働く
職員の声

インタビューを見る ▶

人材育成への取組み

基本方針
入居・利用される方が快適で安心な生活を営めるよう、多職種が共に学び、連携、多
機能広域連携を図り、働きながら自分らしい暮らしを実現できる人材を育成して
います。

主な取組み

- スキルアップ研修
施設運営に必要なスキルや、ノウハウを習得・向上させるための研修を実施してい
ます。
- 研修取得支援制度
従業員がキャリアアップに貢献できる環境を整え、取得支援を行っています。
- 異業種交流
多職種間におけるキャリアアップに貢献できる人材育成などについて、関係機関と協働
しています。
- フューチャーズプログラムの実施
運営関係内研修や卒業生育成のための研修、人材育成の観点から制度整備しては蓄え子育
ての両立を支援しています。

コラム



医師、看護師、介護職員、リハビリ職、調理師・
介護の現場で働く各専門職が集まり、コミュニケーションにより、より良い環境・介護現場のあり
方や多職種連携を学ぶ「こども笑顔プロジェクト」を本入
居で実施。この取組を通じて、各職種の連携や職
場の活性化を期待するとともに、自分自身の
専門的知識や技術を磨き、施設運営がスムーズ
の展開に向けたチームワークの強化を図っています。

採用情報

「岐阜県介護人材育成事業者」
認定制度について

詳しく見る ▶



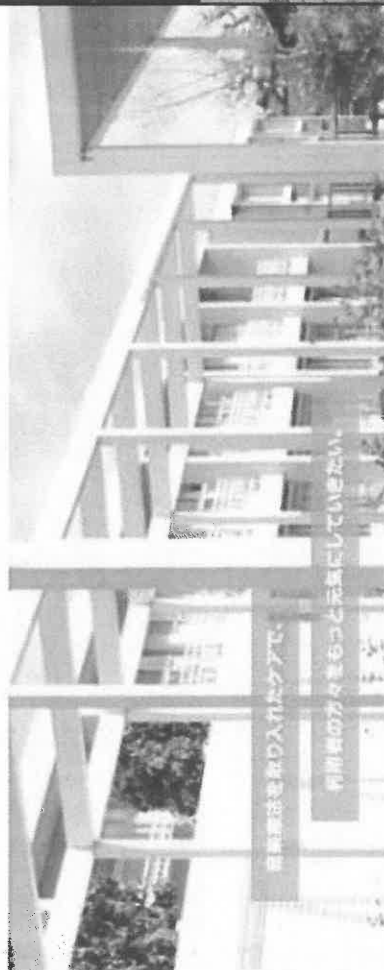
常務顧問、経営企画 (サイバーズ)

取締役
サイバーズ サンドリッチ代表取締役社長兼法人
理事長 (兼常務取締役)

所属部署 介護福祉士、介護実践内職、社会福祉士
勤続年数 2017年

顧問介護 (サイバーズ) とは

利用者がサイバーズサービスセンターなどに近い、レクリエーションや、日常生活の支援 (食事・入浴など) を受けられるサービス、利用者の心身機能の維持向上に加え、事故の負担軽減が図れます。



介護業をめざしたきっかけ

ピアノを専攻していた大学時代に、音楽教室の先生を支援するための音楽活動の中で介護福祉を認識。子どもの認知症や老人介護などに関心を持ち、施設で高齢者のケアに関わる5日間研修に参加し、その経験をきっかけに「より良い介護のあり方を学びたい」という気持ちを燃やし、在学中にホームヘルパー2級(附・介護福祉師研修)の取得を、大学卒業後に専門学校で学んで社会福祉士の資格を取得しました。新生活への準備を進めたのは「より良い介護に関与したい」という思いから、専門学校に入学し、専攻科に専攻し、専攻科の履修中にボランティアの活動を体験し、強く魅力を感じました。

やりがいを感じる時

ひとりの利用者さんが多量のご要望を、承諾することで、心身の状態に良い変化が現れ仕事も楽しめられるようになったと感じます。また、家族のケアが必要な方の状態を把握することにより、利用者さんやご家族の不安を軽減し、安心して生活が送れるようにサポートすることが、利用者さんやご家族の笑顔につながります。また、利用者さんの人生に寄り添うという役割があることで、とても充実した仕事に感じます。そして、利用者の人生に寄り添うことは自分自身の成長にもつながり、とてもやりがいを感じます。



チーム的に取り組んでいる業務は、他部署のメンバーとしてサポートすることで協力しあっていると感じています。また、仕事を進めながら、仲間とのコミュニケーションが、チームワークがうまくいくと感じています。また、仕事を進めながら、仲間とのコミュニケーションが、チームワークがうまくいくと感じています。



私のワークライフバランス

今は、3歳の子供と2歳の子供の子育てに専念しています。育児は、お母さん自身が楽しむことが大切だと思います。子どもが笑顔で遊ぶ姿を見ることが、お母さん自身も笑顔になります。また、お母さん自身が楽しむことが、子どもにも伝わると思います。お母さんが笑顔になると、子どもも笑顔になります。お母さんが笑顔になると、子どもも笑顔になります。お母さんが笑顔になると、子どもも笑顔になります。

社会福祉施設における ノロウイルス集団感染防止対策の手引き

正しい手洗い	1ページ
消毒薬の調製	3ページ
おう吐物の処理	5ページ
汚れたリネン類の消毒	7ページ
入浴の注意点	8ページ
日常的な管理	8ページ

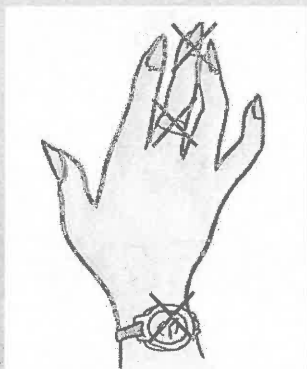
平成27年10月
岐阜県健康福祉部保健医療課

正しい手洗い

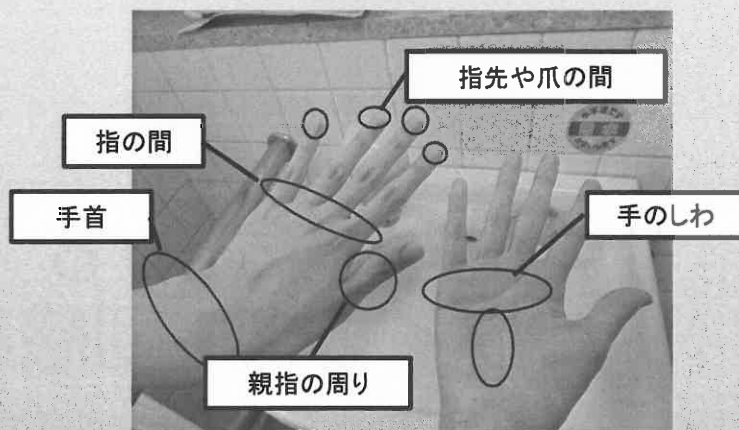
ノロウイルス感染予防の基本は「手洗い」です。多くの場合、ウイルスに触れた人の手を介して感染が拡大します。利用者・職員ともに「正しい手洗い」を習慣づけることが大切です。

手洗い前のチェックポイント

- ✓ 爪は短く切っていますか？
- ✓ 時計や指輪をはずしていますか？



汚れが残りやすいところ



社会福祉施設における手洗いのタイミング

- トイレの後
- 食品を取り扱う前
- 食事の前
- おむつ替えの後
- 吐物処理した後

下痢、嘔吐等の患者が発生したときは、次のタイミングでも手洗い

- 患者に触れた後
- 患者周辺の環境や物品に触れた後

手洗い場の環境その1 石けん

固形石けんは石けんの周りにウイルスや細菌が付着していることがあります。液体石けんを使用したほうがよいでしょう。

容器を再利用する場合には、洗浄、消毒、乾燥した後に、石けんを入れてください。（継ぎ足しは避けてください）



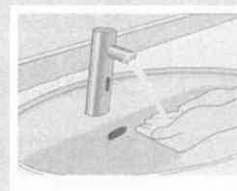
手洗い場の環境その2 水栓

蛇口は手洗い前の手で触るので、ウイルスや細菌が付着しています。自動水栓の設置をお勧めします。



<蛇口式水栓の場合には>

手と一緒に蛇口を洗い、ペーパータオルを使って蛇口を締めることで、手の再感染を防ぐことができます。



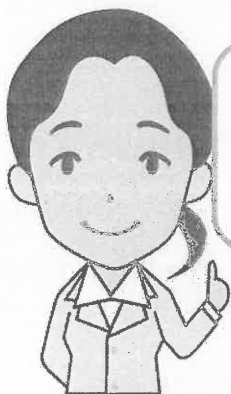
手洗い場の環境その3 タオル

手洗い後手ふき用タオルを共用することは、厳禁です。ペーパータオルを設置するか、個人用タオルを利用してください。



手洗いの手順

		
① 流水で手を洗う	② 石けんを手にする	③ よく泡立てる
		
④ 手のひら、指の腹面を洗う	⑤ 手の甲、指の背を洗う	⑥ 指の間（側面）、股（付け根）を洗う
		
⑦ 親指と親指の付け根のふくらんだ部分を洗う	⑧ 指先、爪の間を洗う	⑨ 手首を洗う（内側・側面・外側）
		
⑩ 石けんを十分な流水でよく洗い流す	⑪ 手をふき、乾かす	
		
⑫ 手指消毒用アルコールを手取る	⑬ アルコールが乾くまですりこむ	



2度洗い(②～⑩の繰り返し)が効果的です

アルコール消毒は、ノロウイルスにあまり効果がありませんが、細菌対策を含めた基本的な手洗い方法として記載しています。

消毒薬（次亜塩素酸ナトリウム）の調整

ノロウイルスに対して有効な消毒薬は「次亜塩素酸ナトリウム」です。消毒の目的に合わせて、原液を水で適切な濃度に薄めて使用しましょう。

使用できる場所

手指	環境	排泄物	器具等	
			金属	非金属
×	○	○	△	○

皮膚への刺激が強いため、手指には使用できない。

金属には腐食性があるため、使用した場合にはしっかりと水で洗い流すかふき取る。

塩素系漂白剤 商品（例）

※次亜塩素酸ナトリウムは、塩素系漂白剤として販売されています。

濃度	商品（例 50音順）
1%	ピュリファン、ミルクポン、ミルトン
5～6%	ジアノック、ハイター、ブリーチ
6%	アサヒラック、次亜塩6%「ヨシダ」、テキサント、ピューラックス
10%	アサヒラック、アルボースキレーネ、ハイポライト10、ピューラックスー10
12%	アサヒラック、ジアエース、バイヤラックス

使用濃度

原液を、商品の濃度、目的に応じ、水道水で薄めて使用します。

日常の清掃、リネン類の消毒には・・・

0.02%
(200ppm)

おう吐物や排泄物で汚染された場所には・・・

0.1%
(1,000ppm)

【取り扱い上の注意】

商品に記載してある使用方法をよく確認して使用するほか、特に次のことに注意してください。

- 皮膚に対する刺激が強いため、手洗いなど人に対しては使用しない。
- 消毒液が直接皮膚に触れないように手袋を使用する。
- 消毒液が皮膚や衣服についた場合は、直ちに水で洗い流す。
- 子どもの手の届かないところに保管するなど、誤って目に入れたり、飲まないように管理する。
- 使用するときは、換気を十分に行う。
- 酸性の強い洗剤と混ぜると有毒ガス（塩素ガス）が発生することがあるので注意する。
- 腐食作用や漂白作用（変色する）に注意する。
- 薄めた消毒液は時間が経つにつれて効果がなくなるので作り置きをしない。
- 原液の有効期限を守り、直射日光の当たるところや、高温の場所には置かない。

用意する物

- 家庭用塩素系漂白剤
- ペットボトル
- 計量カップ（10ml単位 金属製でないもの）
- じょうご（金属製でないもの）
- 手袋



ペットボトルのキャップ1杯 = 約5ml

原液に直接触れないように、「じょうご」と「手袋」の使用をお勧めします

計算式

水の量 (ml)

×

作りたい消毒液の濃度 (%)

=

原液の量 (ml)

原液の次亜塩素酸ナトリウムの濃度 (%)

例 原液5%の次亜塩素酸ナトリウムから0.1%の消毒液を500ml作る。

500ml

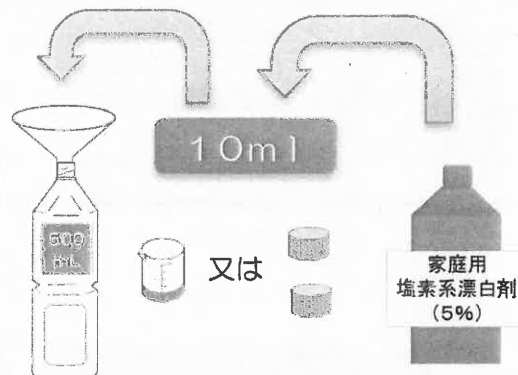
×

0.1%

=

10ml

5%



例 原液1%の次亜塩素酸ナトリウムから0.02%の消毒液を2,000ml作る。

2,000ml

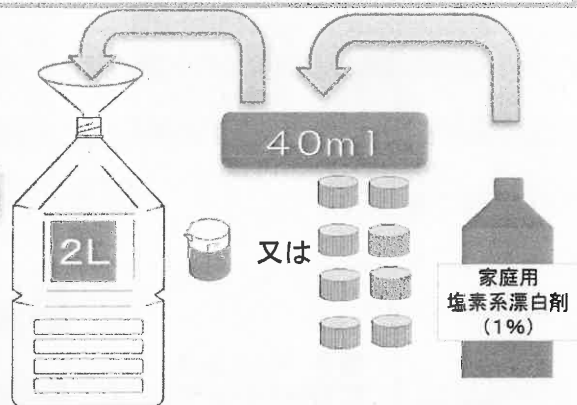
×

0.02%

=

40ml

1%



【1,500mlペットボトル利用の場合】

原液濃度	水	原液の量	
		0.02%を作る場合	0.1%を作る場合
1%	1,500ml	30ml	150ml
5%	1,500ml	6ml	30ml
6%	1,500ml	5ml	25ml
10%	1,500ml	3ml	15ml

おう吐物の処理

ノロウイルスに感染した人の排泄物やおう吐物には、多量のノロウイルスが含まれています。処理をする人自身への感染と、施設内への汚染拡大を防ぐため、適切な方法で、迅速、確実に行うことが重要になります。

おう吐物処理キットの用意 すぐに使えるように、必要物品をセットしておく。

- ・0.1%次亜塩素酸ナトリウム（作り方4ページ）
※処理時に作ること。作り置き厳禁
- ・使い捨て手袋（2枚）
- ・マスク、ガウン又はエプロン、シューズカバー
- ・ペーパータオル等（新聞紙、大きい布等も可）
- ・ごみ袋（2枚）とバケツ等容器
※バケツ等容器に2枚重ねて用意しておく使いやすい
- ・へらなど
※おう吐物を取り切れないときに使用
- ・水ぶき用のバケツ、ぞうきん



手順



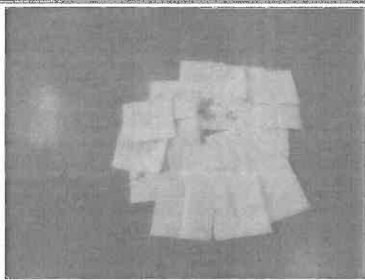
■処理の前に、近くにいる人達を他の部屋に移動させてください。
■消毒液の調製は4ページを御覧ください。



① 手袋（2枚重ね）、ガウン（又はエプロン）、マスク、シューズカバーを着用する



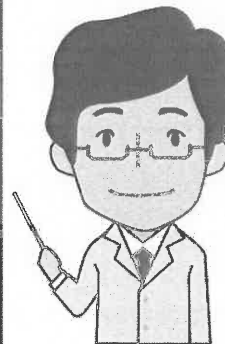
② 部屋の換気をする。（ノロウイルスや塩素ガスを吸い込まないようにするため）



③ おう吐物をペーパータオル等で覆う



③' ③の後、消毒液（0.1%次亜塩素酸Na）をペーパータオル等の上からかけてもよい



広めに
おう吐物を
覆うこと！



■手や膝を床面に付けないように注意してください。
■おう吐物を取りきれない場合は、へらなどで完全に取りきりましょう。



④ ペーパータオル等を外側から内側に向けて、ふき取り面を折り込みながら静かにふき取る



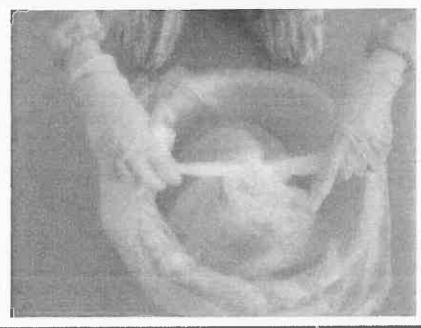
⑤ ペーパータオル等を一次回収袋（二重にした内側のごみ袋）に入れる



⑥ 手袋（二重にした外側）を一次回収袋に入れる



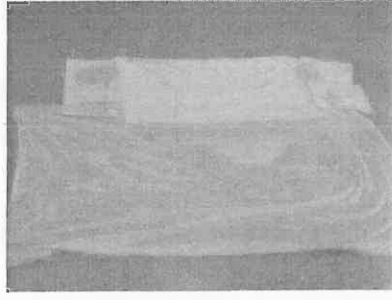
⑦ 一次回収袋の中に、消毒液（0.1%次亜塩素酸Na）を入れる



⑧ 一次回収袋の口をしっかりと縛る

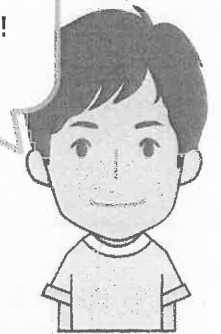


⑨ ペーパータオル等をおう吐物のあった周囲にかぶせ、消毒液（0.1%次亜塩素酸Na）を浸す



⑩ 10分以上覆ったままにする

消毒の範囲は
できる限り広く！



⑪ ペーパータオル等を回収する

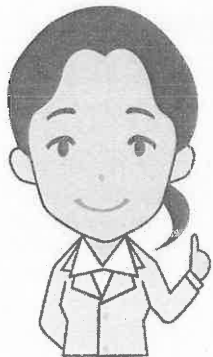


⑫ 回収したペーパータオル等を二次回収袋（二重にした外側のゴミ袋）に入れ、消毒した床を水ぶきする



※シューズカバーを用いなかった場合

付着した汚物をふき取り、消毒液（0.1%次亜塩素酸Na）を浸したペーパータオル等を踏み、靴底を消毒する



■エプロン等の表面は触れないこと。
■二次回収袋の外側を汚染しないこと。



⑬ エプロン、手袋、マスク、シューズカバーを外し、二次回収袋に入れ、袋の口を縛る


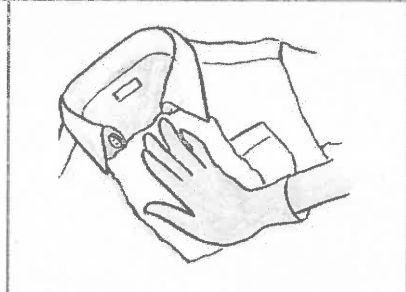



⑭ 手洗いの手順（2ページ参照）に沿って、手洗いを行う

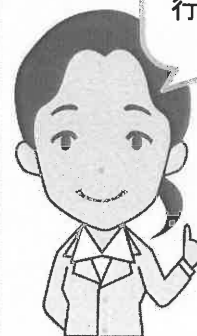
汚れたリネン類の消毒

汚物がついた寝間着やシーツ等のリネン類を取り扱うときは、取り扱った人の手にウイルスが付着し感染を拡大させてしまう可能性があり、二次感染を防ぐための適切な処理が必要です。

手順

		
<p>① 手袋、エプロン、マスクを着用する</p>	<p>② リネン類に付着した汚物をペーパータオルでできる限りふき取る（汚物は放置せず直ちに処理すること。）</p>	<p>③ 使用したペーパータオル、手袋等を回収袋に入れ、口をしっかり縛る</p>

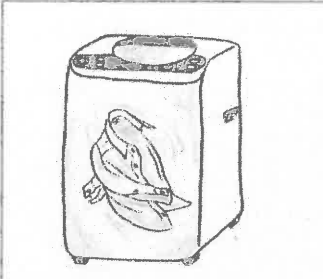
汚物が大量の場合等は p5④～p6⑦の作業を行いましょう



次の3つ消毒方法を紹介します。

腐食作用や漂白作用に留意し、消毒するリネン類の性質等に応じて選択してください。

		
<p>④-1 0.02%次亜塩素酸Na液に30～60分間浸す</p>	<p>④-2 1分以上、85℃以上の熱湯に浸す</p>	<p>④-3 スチームアイロンを「高」にして濡れタオルの上から2分あてる</p>

	
<p>⑤ ④で消毒したリネン類は、他のものと分けて最後に洗濯する</p>	<p>⑥日光に当てて十分に乾燥させる。（布団乾燥機を使用する場合には、使用后、窓を開けて換気を十分に行う）</p>

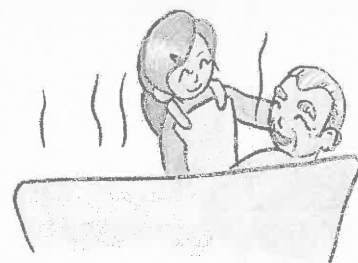
カーペット等広い範囲の消毒例

- ① 汚染されたカーペットを、ペットシートで十分に覆う（吸水面が上になるようにする）
- ② 沸騰した直後のお湯をかける（やけどに気を付け、お湯が溢れすぎないように注意する）
- ③ レジャーシートで覆う
- ④ さらに、タオルで覆う
- ⑤ 1分間待つ

入浴の注意点

施設内で下痢やおう吐をした利用者がある場合には、ノロウイルスを含めた感染性胃腸炎が疑われます。

症状がある人は最後に浴槽に入れるかシャワーのみにするようにしましょう。



日常的な管理

ノロウイルスはどこに付着しているかわかりません。知らず知らずのうちにノロウイルスに汚染された箇所を触り、感染してしまう場合があります。

施設内で人が直接手を触れる場所や物は定期的に消毒しましょう。また、清掃に使用したぞうきん、モップなども忘れずに消毒しましょう。

消毒の必要な場所・物

床、階段や廊下の手すり、ドアノブ、水道の蛇口、机（裏側も含む）、イス（裏側・背もたれも含む）、スリッパ、引き出しの取手、車いすの押し手・タイヤ、ベッド周囲、おもちゃ、食缶車など

定期的な清掃

日にちや曜日を決めて行いましょう。

0.02%次亜塩素酸Na
に浸した布で拭く。



水ぶきする

10分後

※同じところを二度拭きしない。同方向に拭くようにする。

トイレは汚染されやすい場所なので、消毒の頻度を増やす必要があります。

下痢性の用便後は、広範囲にわたって便が飛び散っています。

床面や壁面などにも便が飛び散っている場合があるので、広範囲な消毒を行いましょう。



問い合わせ先

〒501-0085

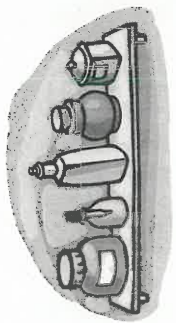
岐阜市藪田南2-1-1

岐阜県健康福祉部保健医療課

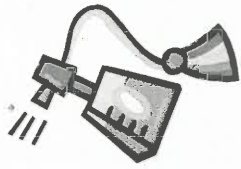
TEL 058-272-1111(内線2543)

厚生労働省「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」などを参考に、施設独自のマニュアルを作成し、職員一体となった対策をお願いします。





香料自粛のお願い



～その香りに困っている方がいます～

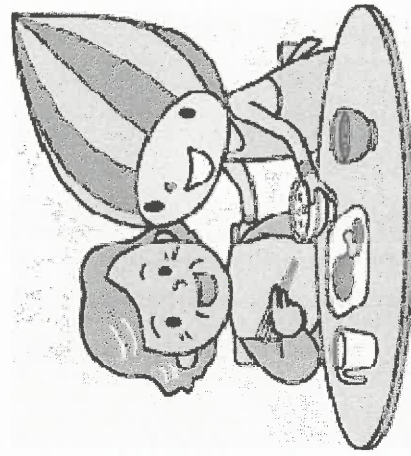
香水・整髪料・柔軟剤・洗剤・シャンプーなどに含まれる**香料**は、アレルギー体質や化学物質過敏症(※)の方など、人によっては、アレルギー症状や喘息、頭痛、めまいなどを誘発する
ことがありますので、ご配慮くださいますようお願いいたします。

※「化学物質過敏症」をご存知ですか？

最初にある程度の化学物質にさらされるか、あるいは低濃度の化学物質に長期間繰り返しさらされて、いったん過敏症になると、その後極めて微量の同系統の化学物質に対しても過敏症状をきたすようになります。

建材をはじめ、家庭用品や化粧品などに含まれる化学物質に敏感に反応して、頭痛・めまい、気道や皮膚の症状など様々な症状があらわれるといわれています。

ここに掲示施設名を入力して拡大印刷し、施設出入口付近に掲示してください。



清流ミナモト

「清流の国ぎふ」づくり

シンボルマスコットキャラクター

